消費者委員会地方消費者行政専門調査会報告書骨子(案) (6月30日版)に対する意見

2020 年 7 月 10 日 埼玉県消費者団体連絡会

埼玉県消費者団体連絡会(略称:埼玉消団連)は、「消費者のくらしと健康、権利を守るため、 生活の各分野における諸団体が 相互に緊密な連絡をとり、連帯を強めて、埼玉の消費者運動を 発展させること」を目的として活動する、埼玉県における消費者団体の連絡組織です。地方消 費者行政に関わる調査や、埼玉県および地域の消費者団体と連携した消費者教育や学習・研修 の実施、適格消費者団体への協力参加等に取り組んでいます。

現在、内閣府消費者委員会では、第6次消費者委員会地方消費者行政専門調査会(以下、専門調査会)の元、20年後の中長期的な視点で地方消費者行政が果たす役割などについて、報告書のとりまとめに向けた議論が進められていますが、このことについて意見を申し述べます。

1. より多くの地域の関係者の声を反映した報告書としてください。また、地方消費者行政における事務全般を網羅した報告書とするため、審議を尽くしてください。

埼玉消団連では、埼玉県内の自治体向けに「市町村における消費生活関連事業調査」を行っていますが、行政の担当者からは、「使い勝手の良い支援制度にしてほしい」などの意見や声をいただいています。また、多くの担当者が消費者行政を兼務している実態もあります。 拙速に進めず、丁寧に地方の意見を聴き、全体を網羅した報告書にしてください。

2. 消費生活相談員の処遇を抜本的に改善する方策を具体的に提案すべきです。

現状においても、目まぐるしく変わる消費者被害への対応力や改正諸法令を学び、消費者相談を解決に導く特殊な業務を遂行しています。地方消費者行政の軸は、消費生活相談であり、消費生活相談員の業務に対する正当な評価をし、その役割・専門性にふさわしい処遇のあり方を抜本的に改善する方向を提起してください。

3. 「新たな支えあい見守り合う地域社会への転換」においては、行政の「公助」としての役割をもっと明確にしてください。また、消費生活相談の窓口を業務委託したり、指定管理者制度を導入したりすることは賛成できません。

消費者被害を防止するための地域の見守り活動の推進において重要なことは、地域の人のつながりと、見守りを進める世話役になってくれる住民(サポーターのような方)と、それをコーディネートする自治体の職員です。コーディネートできる体制と人材を、見守りを進める住民の近いところに確立すべく、国からの支援を強めるなど役割を担ってください。

NPO をはじめ民間団体の多くは人材や財政不足に悩んでいます。民間に委託すればうまくいくわけではありません。まして、消費生活相談窓口は、専門性が必要な業務であるうえに、高齢者、福祉、教育、警察など関連行政部門と連携して被害防止の対策を講じるには、行政庁の中でこそ役割を発揮することができます。さらに言えば、斡旋業務は経験も必要であり、人材と財源に乏しい民間では持続可能性が担保されず、賛成できません。

4. 地方公共団体の消費者行政に係る財源の確保について、重点的に審議してください。

前述の自治体向けの調査では、行政担当者から、毎年のように「国の財政支援で地方自治体への責任を果たしてほしい」、「事業の継続や市民団体への活動支援のための継続的な財政措置を講じてほしい」などの声をいただいています。20年後の消費者行政のあるべき姿に向けて今何を取り組むのかを提示するには、地方の担当者の声に耳を傾け、真摯に向き合い、検討いただくことを切にお願いします。